

財務省令第十七号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令
税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二二四号中「第三条第一項の規定による」を「第三条第一項ただし書に規定する」に改める。
別表第二二四号の次に次の一号を加える。

二二四	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度
の二	に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第一項ただし書に規定する提出の猶予

の申請

附 則

この省令は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づき関税割当制度に関する政令の施行の日から施行する。